

スタートアップとの官民連携促進事業委託業務
プロポーザル公募要領等に係る質問への回答

(令和8年3月18日現在)

【質問番号1】

質問項目	(公募要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●仕様書「2 委託業務の目的」スタートアップ・エコシステムの形成
質問内容	●貴県が目指す「スタートアップ・エコシステム」の確たる形成において、本事業の終了時に、産学金官の多様なプレイヤー（県内企業、金融機関、研究機関、行政等）が具体的にどのような連携状態にあることを想定されているか、現時点でのイメージをご教示ください。
回答	岐阜県では「ぎふスタートアップ支援コンソーシアム」により産学金官が一体になりスタートアップの創出・成長を支援しています。今後、本県において、自発的・継続的にスタートアップが生まれ、成長する環境を整える必要があり、そのためには、スタートアップと県内企業・自治体との連携・共創による取組を促進することが不可欠です。 本事業は、官民連携のモデルとなる好事例を創出すること、県内自治体の官民連携に対する気運を高めることを目的としており、事業実施には、ぎふスタートアップ支援コンソーシアムとの連携など、この地域のスタートアップ・エコシステム強化に資する提案をお願いします。

【質問番号2】

質問項目	(公募要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●仕様書「2 委託業務の目的」機運醸成、および「5(6)」成果報告会
質問内容	●本事業の目的である「機運醸成」について、成果報告会等を通じてステークホルダーとしては誰がどうなることを期待されているか。
回答	成果報告会は、本事業の支援を受けた県内自治体の取組みや成果を、他の自治体が知る機会とすることで、官民連携に取り組む自治体の増加を促すことが目的のひとつになっています。 セミナーを含めた成果報告会の内容については、創意工夫をしていただき、効果的な提案をお願いします。

【質問番号3】

質問項目	(公募要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●仕様書「5(5)」実証プロジェクト推進に関する支援
質問内容	●本事業における「好事例の創出」とは、約3ヶ月間の実証期間においてどのような状態に達することを指すかご教示ください。
回答	仕様書「5(5)」の目的に示す「本事業終了後、(自治体が)スタートアップの製品・サービスの導入検討、横展開といった次フェーズにつなげることを目指」しています。また、国の「自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド」で示す「官民連携の3つの出口(①自治体“へ”導入する(公共調達等)、②自治体“を介して”広める(共同プロモーション等)、③自治体“と共に”創る(共同開発・実証実験等))も「好事例」と考えております。

【質問番号4】

質問項目	(公募要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●仕様書「5(3)ア」スタートアップの募集業務
質問内容	●本事業における「スタートアップ」について、企業としては、具体的にどのような企業を指すのか、定義をご教示下さい。
回答	国の「自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド」では、「『スタートアップ』は、(中略)詳細な定義は団体や場面によって異なりますが、一般的な例として、経済産業省では『1.新しい企業であって、2.新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し、3.急成長を目指す企業』と位置付けられています。」とあります。スタートアップの明確な定義はないため、上述のような特徴を有する、仕様書「5(3)ア」の「対象」に記載したような企業を想定しています。 また、スタートアップとのマッチング支援については、評価項目のひとつですので、評価基準を参考に企画の提案をお願いします。